

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

申請期限が迫っています！

申請締切日

2月28日

給付金の支給を受けられるには**申請が必要**です！

〔支給対象となる方〕

- 児童扶養手当の支給要件に該当しているお子さんを監護等している方であって、以下の①または②のいずれかに該当する方

▶ 平成15年4月2日以降に生まれたお子さんが対象です。
（障害の状態にあるお子さんの場合は平成13年4月2日以降）

① 公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

② 平成31年（令和元年）の収入が、児童扶養手当の所得制限限度額を上回っていたため、令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナの影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

〔給付額〕

児童1人当たり一律 **5万円**

※ただし、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯対象の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を既に受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

■ 柏原市子育て支援課家庭係

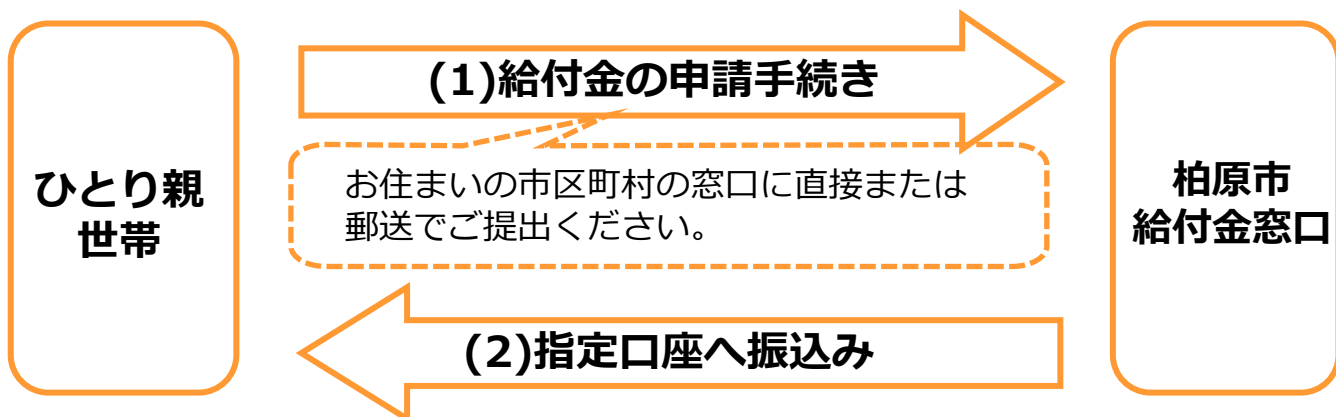
※072-972-1563（受付時間：8：45～17：15）

■ 厚生労働省 コールセンター

0120-400-903（受付時間：平日9:00～18:00）

給付金の支給手続き

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともにお住まいの市区町村の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に**可能な限り速やかに**振り込みます。



給付金について、よくあるご質問

- Q) 公的年金を受給しているため、児童扶養手当の申請はしていません。給付金の申請をすれば、受け取れますか？
- A) 給付金の支給要件を満たす場合は、支給されます。
- Q) 新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変したかどうかは、どのように確認するのですか。
- A) 申請した月に可能な限り近接した1か月の収入額について、12か月換算した収入見込額が児童扶養手当の支給制限限度額と同等の収入額未満となれば支給対象です。
- Q) 扶養義務者の収入が減少した場合でも家計急変といえますか。
- A) 消費生活上の家計が同一である扶養義務者の収入が減少した場合でも給付金の対象になります。
- Q) 申請期限はいつまでですか。
- A) 多くの自治体で、令和4年2月末までを申請期限として設定しておりますが、自治体によっては異なる時期に設定している場合もございます。



**「ひとり親世帯臨時特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。